

令和6年3月28日

酒田記者クラブ加盟社 各位

市民課長

個人番号カード（マイナンバーカード）の電子証明書に係る手数料の誤徴収について

市民課において、個人番号カード（マイナンバーカード）の電子証明書の再発行をする際、本来手数料は無料であるところを誤って徴収していたことが判明したため、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 発生期間 平成31年2月から令和6年1月まで
- 2 誤徴収の件数 46件 200円/件×46名＝9,200円
及び金額
- 3 原因 地方公共団体情報システム機構からの電子証明書の発行を無料で行うという取り扱い通知の対応を誤り、窓口で徴収してしまったもの。
- 4 対応 誤徴収した方に対して、郵送にて経過説明とお詫びをするとともに、速やかに返金手続きを行います。
- 5 再発防止策 国や県からの通知や制度改正などを複数の職員で確認するなど、これまで以上にチェック体制を強化するとともに、職員間の情報共有を徹底し、再発防止を図ってまいります。

お問い合わせ／市民課 守屋、小松
TEL 26-5723 ・ FAX 26-5796